

[事案 2021-210] 新契約無効請求

・令和4年6月20日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年4月に契約した医療給付金付個人定期保険（契約①）を解約し、令和2年2月に終身医療保険（契約②）を契約したが、以下の理由により、契約②を無効とし、契約①を復旧してほしい。

- (1) 契約①の入院給付金の支払上限日数は120日であったが、契約②は60日であることについて説明がなかった。
- (2) 契約①には生活習慣病の特約が付加されていたが、契約②には付加されていないことについて説明がなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、契約①と契約②の変更部分について書面を用いて説明しており、入院給付金支払上限日数の変更と、保障切替えにより無くなる特約について説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人の給付歴を認識したうえで契約②の勧誘をしており、契約①から保障を切替えることについて、申立人が慎重に判断できるよう配慮することが望まれたが、保障切替手続は提案日に行われており、また、申立人および同席した配偶者は高齢であったことを踏まえると、十分に時間をかけて説明したとまでは認められない。
- (2) 募集人は、契約②の申込書と意向確認書の控えを申立人に交付しているが、申込日または確認日の記載がなされておらず、意向確認書の当初意向の確認日は、事実と異なる日が記載されるなど、申込手続に係る書面について不適切な取扱いが少なくない。また、申込日はクーリング・オフ期間の起算日を明らかにするのに必要な情報のため、この記載漏れを看過することはできない。